第２期

都留市スポーツ推進計画

令和８年３月

都留市

目 次

第1章　計画の基本的な考え方

１．計画策定の趣旨
（１）計画策定の目的 ･････････････････････････････････ 1
（２）計画におけるスポーツの定義 ････････････････････････ 1
（３）計画の位置付け ･････････････････････････････････ 2
（４）計画の期間 ･････････････････････････････････････ 3
（５）本計画とＳＤＧｓ ････････････････････････････････ 4
２．本市を取り巻く現状
（１）スポーツをめぐる社会状況の変化 ････････････････････ 5
① 人口減少と少子高齢化 ････････････････････････････ 5
② 各世代の体力状況 ････････････････････････････････ 7
③ ライススタイルの変化 ･････････････････････････････ 8
④ コロナ禍を踏まえた対応 ･･･････････････････････････ 8
⑤ 部活動の地域展開 ････････････････････････････････ 8
（２）スポーツ施設の利用状況 ････････････････････････････ 9

第2章　第1期スポーツ推進計画の成果と課題

１．第１期計画の振り返り ･･･････････････････････････････ 12
２．本市が引き続き対応すべき課題 ･････････････････････････ 17

第3章　計画の基本理念と施策

１．基本理念 ･･･ 18
２．基本目標及び施策 ････････････････････････････････････ 19

第4章　計画の推進に向けて

１．協働による推進体制 ･･････････････････････････････････ 24
２．計画の進行管理 ･････････････････････････････････････ 25

＜参考資料等＞

〇都留市スポーツ推進審議会に関する条例 ･････････････････････ 27
〇都留市スポーツ推進審議会委員名簿 ････････････････････････ 29
〇都留市スポーツ推進委員に関する規則 ･･････････････････････ 30

第１章　計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

（1） 計画策定の目的

スポーツは、生涯を通して心身の発達をもたらし、健康増進や豊かな人間性を育みます。また、人と人との交流の促進にもつながります。

国においては、スポーツの役割を踏まえ、スポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」を策定し、今後、国、地方公共団体及びスポーツ団体等が一体となって、スポーツ施策を推進していくための重要な指針として位置付けられています。

また、山梨県においても、令和６年３月に「山梨県スポーツ推進計画」を策定し、「県民の健康で豊かな生活・地域社会の活性化」を目指し、「県民誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる元気なやまなしをつくる」を基本理念としています。

これらを踏まえ、本市では、これまで都留市スポーツ推進計画（平成 28 年度～令和７年度）（以下、「前回計画」という。）において、スポーツ活動の推進や子どもの体育・スポーツの推進、スポーツ環境の整備・充実に努めてきました。

前回計画の取組成果や課題を踏まえるとともに、スポーツを取り巻く時代潮流やスポーツに対する市民ニーズを把握したうえで、本市の更なるスポーツの振興を図ることを目的として第２期都留市スポーツ推進計画（令和８年度～令和 12 年度）（以下、「本計画」という。）を策定します。

（2） 計画におけるスポーツの定義

本計画では、スポーツ基本法に基づき「スポーツ」を幅広くとらえ、野球やサッカーなどのような競技種目だけにとどまらず、散歩やジョギング、ダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングなどの野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を含め、レベルや内容にかかわらず、スポーツをより身近なものとするため、目的を持った身体活動を伴うすべての運動としています。

また、スポーツを「する人」だけでなく、「みる人」「ささえる人」の活動についてもスポーツとして捉えることとします。

（3） 計画の位置付け

この計画は、「スポーツ基本法」第 10 条第１項に基づく、「地方スポーツ推進計画」であり、都留市におけるスポーツ関連施策の総合的な推進を図るための計画として位置づけます。

また、「第６次都留市長期総合計画」及び「第３期都留市教育大綱・都留市教育振興基本計画」を上位計画とし、長期総合計画が示す基本理念や将来像を実現するために、他の関連計画との連携を図りながら都留市のスポーツ推進施策を具体化し、年齢や性別、障害等を問わず、全ての市民が、個々人の関心や適正等に応じてスポーツを主体的に取り組むことのできる環境づくりを進めます。

国　スポーツ基本計画
県　スポーツ推進計画

都留市長期総合計画

整合

分野別計画

分野別計画

第２期
都留市スポーツ推進計画

連携

・都留市教育大綱
・都留市教育振興基本計画
・都留市子ども・子育て支援事業計画
・都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
・都留市障害者計画
・都留市地域福祉計画
・都留市健康増進計画・食育推進計画
・都留市公共施設等総合管理計画
・都留市教育施設長寿命化計画　など

（4）計画の期間

本計画は、スポーツ基本法第 10 条の規定に基づく都留市のスポーツ推進に関する計画とし、令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。

また、社会情勢や本市の長期総合計画の改定などに合わせ、適宜見直しを行います。

計画名/年次	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
都留市 長期総合計画	H28							
都留市教育大綱 （教育振興基本計画）								
国	R4							
県								
市 スポーツ 推進計画	H28	第１期				**第２期**		

（5）本計画とSDGs

本市は、令和３(2021)年に「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進方針」を定め、ＳＤＧｓの目標年次である令和 12(2030)年に向けて、17 の目標（ゴール）達成のための取組を意識的に推進し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進める方針を掲げています。

国連では、スポーツが課題解決のツールとして、重要かつ有効な手段であるとしています。

スポーツ庁においても、ＳＤＧｓの達成にスポーツで貢献していくこととしており、スポーツが持つ人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、ＳＤＧｓの認知度向上、ひいては社会におけるスポーツの価値の更なる向上に取り組んでいます。

本計画においても主要な施策・事業を中心に、ＳＤＧｓの視点(誰もが参加しやすい環境づくり、健康づくりや介護予防、交流の促進による共生、環境に配慮した運営等)を取り入れながらスポーツの推進を図ります。

また、計画の推進に当たっては、重点的に取り組む内容について、関連するＳＤＧｓの目標との関係を整理し、取組内容や成果を振り返りながら改善につなげます。

2. 本市を取り巻く現状

（1） スポーツをめぐる社会状況の変化

① 人口減少と少子高齢化

令和５(2023)年３月の都留市人口ビジョン[第３版]では、総人口は、平成 12 (2000) 年のピークを境とした減少に歯止めはかからず、令和２(2020)年から令和７(2025)年にかけて、30,000 人を切る想定となっています。第６次都留市長期総合計画の終了年次である令和８(2026)年においても同様です。また、令和 22(2040)年を過ぎた頃には 20,000 人を切り、その後も減少を続けていきます。

３区分別人口を見ると、生産年齢人口は、総人口と比例するように減少し、令和 27(2045)年には 10,000 人を切る想定です。また、老年人口は令和２年まで増加し、その後少しずつ減少していきます。

しかしながら、全体に対しての割合でいうと令和２(2020)年以降も増加し、令和７(2025)年には 30%を超えることとなります。その後も老年人口割合は増加しますが、令和 32(2050)年をピークに、その後は減少に転じます。一方、年少人口は実数、割合ともに減少を続けていく見込となっています。

■年齢3区分別人口の推移・予測

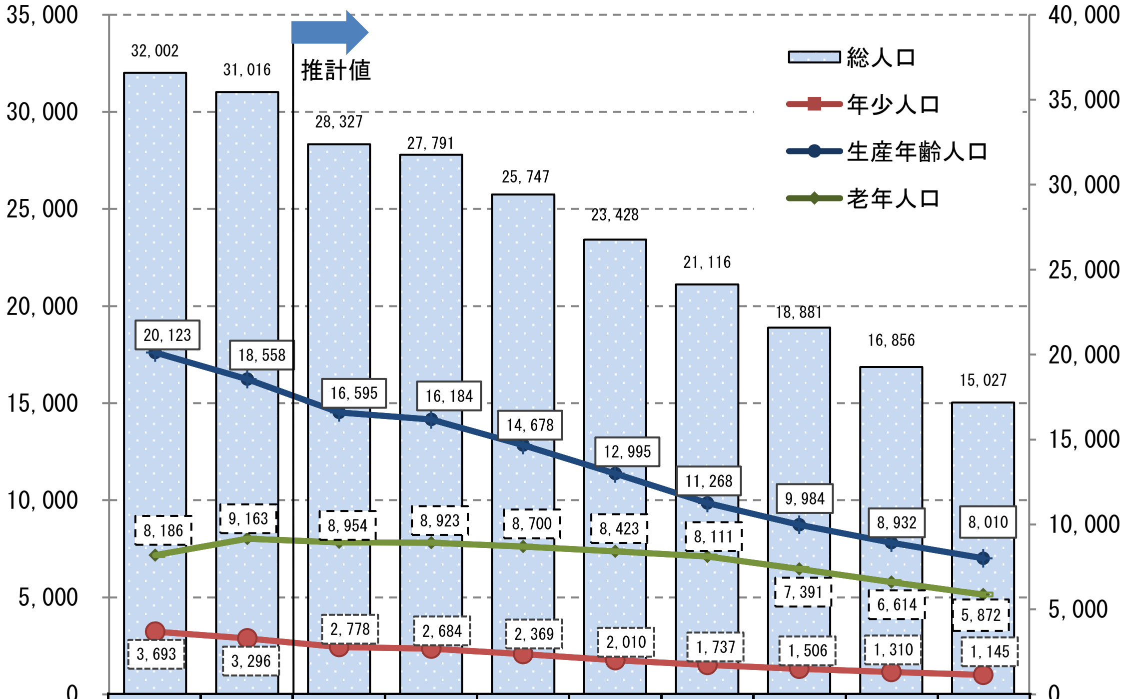

	2015	2020	2025	2026	2030	2035	2040	2045	2050	2055
	H27	R2	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32	R37
年少人口割合	11.5%	10.6%	9.8%	9.7%	9.2%	8.6%	8.2%	8.0%	7.8%	7.6%
生産年齢人口割合	62.9%	59.8%	58.6%	58.2%	57.0%	55.5%	53.4%	52.9%	53.0%	53.3%
老年人口割合	25.6%	29.5%	31.6%	32.1%	33.8%	36.0%	38.4%	39.1%	39.2%	39.1%

このような人口減少と少子高齢化の進展は、スポーツを「する」人、「みる」人、「ささえる」人の減少をはじめ、スポーツ団体の加入者の減少、指導者や団体役員などの高齢化や人材不足をもたらし、学校部活動や地域におけるスポーツ環境の維持の困難さにつながっています。

また、人生 100 年時代を迎えるなか、できるだけ長く健康を保持し、生活の質を高めることができるよう、健康寿命の延伸に向けて、生涯にわたり実施できるスポーツの普及・推進が求められています。

このような中、スポーツは健康の保持増進はもちろん、コミュニティの形成、フレイル予防や生きがいづくりなど、様々な役割が期待されています。

健康寿命の推移

		H25	H28	R1	R4
男性	山梨県	72.52 年 （全国 1 位）	73.21 年 （全国1位）	73.57 年 （全国2位）	**73.47 年 （全国3位）**
	全　国	71.19　年	72.14　年	72.68　年	**72.57　年**
女性	山梨県	75.78　年 （全国1位）	76.22　年 （全国2位）	76.74　年 （全国2位）	**76.16　年 （全国4位）**
	全　国	74.21　年	74.79　年	75.38　年	**75.45　年**

（国民生活基礎調査）

【高齢者の生活実態調査　結果】

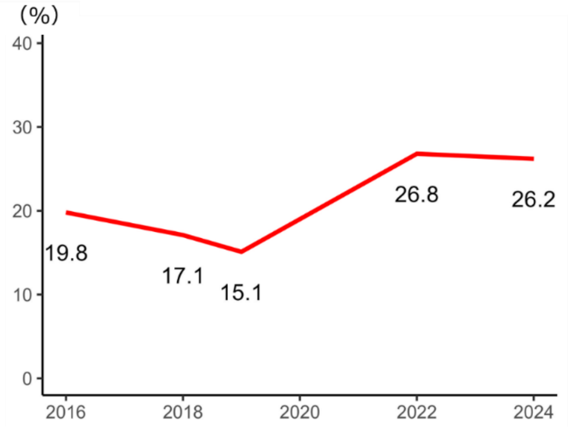

【設問】

自分の健康度を「健康でない／あまり健康でない」と思う人の割合

【設問】

ボランティア、スポーツグループ等に参加しなかった方の割合

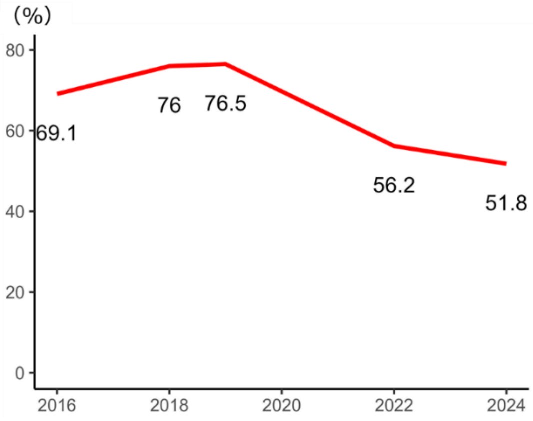

【生活実態調査から見えてきた課題】

・本市の課題であるフレイルおよび抑うつ状態の高齢者の割合は減少傾向にある。
・その背景には、運動を十分行っている者や地域活動に参加する者が増加していることが関係している可能性がある。
・一方、都留市の地域間での差がある程度認められ、これらの差を縮小するための取り組みが求められる。

② 各世代の体力状況

スポーツ庁が実施している「体力・運動能力調査結果」の合計点を、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成 30 年と比較すると下表のとおりとなります。

コロナ禍を経て、20 代から 50 代までの世代、60 代から 70 代までの世代については、概ねコロナ禍以前の水準で推移する一方で、11 歳、13 歳、16 歳の合計点はコロナ禍前の合計点の水準から男女ともに低下しています。

新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限の影響もあると考えられますが、授業以外の運動時間の減少や肥満である児童・生徒の増加、朝食を食べない児童の増加が指摘されています。

子どもの成長に欠かせないこれらの能力をバランスよく育むため、子どもたちの体力向上は喫緊の課題であり、運動やスポーツを楽しめる環境づくりに向けた取り組みが、生涯にわたる主体的な運動やスポーツに取り組む姿勢を持つことにつながるものと思われます。

【男子】新体力テストの合計点

	11 歳	13 歳	16 歳	25～29 歳	35～39 歳	45～49 歳	55～59 歳	65～69 歳	75～79 歳
平成 30 年	62.4	45.5	55.3	41.3	37.4	33.8	29.7	41.7	35.5
令和 5 年	**60.9**	**43.7**	**53.4**	**41.0**	**37.9**	**32.8**	**29.1**	**41.9**	**35.9**

（令和 5 年度体力・運動能力調査結果）

【女子】新体力テストの合計点

	11 歳	13 歳	16 歳	25～29 歳	35～39 歳	45～49 歳	55～59 歳	65～69 歳	75～79 歳
平成 30 年	63.3	53.9	52.6	38.8	35.6	34.0	30.4	42.4	35.8
令和 5 年	**60.9**	**49.9**	**51.3**	**38.6**	**35.1**	**32.9**	**29.9**	**41.5**	**35.9**

（令和 5 年度体力・運動能力調査結果）

③ ライフスタイルの変化

少子高齢化や高齢単身者世帯の増加、都市化やライフスタイルの多様化などによる地域のつながりの希薄化が、近年大きな社会問題となっています。

このため、住民の主体的なスポーツ活動を通じて、地域の子どものスポーツ増進など、スポーツが地域の人と人を結び付け、スポーツを通じた地域コミュニティの再生の様々な取組が、地域の課題解決の一助となることが期待されます。

本市においても多様なライフスタイルに応じてスポーツや運動を行える環境が必要となっています。

④ コロナ禍を踏まえた対応

コロナ禍による市内のスポーツ大会・イベントの中止又は人数制限が行われ、市民自らの行動自粛なども加わり、日々の生活の中でスポーツに触れる機会が大きく減少することとなりました。その結果、市民の体力の低下や心身の健康維持への悪影響、スポーツを核とした地域における交流の不足など、市民生活にも多大な影響が生じました。

本市においても、これらの経験を生かし、スポーツ実施等の取組を発展させ、活用していく必要があります。

⑤ 部活動の地域展開

少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる環境を確保し、子どもたちが多様なスポーツや文化芸術を体験できる機会とするため、国は、令和８年度から令和 13 年度を「改革実行期間」とし、前半３年間を前期、中間評価をはさんで、後半３年間を後期として、「地域移行・地域展開」を推進していくことが示されています。

本市では、現在６種目の地域クラブ活動を開始しており、更なる地域展開を推進することとしております。

（2） スポーツ施設の利用状況

本市のスポーツ施設は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数は、減少していましたが、規制緩和とともに利用人数は、回復傾向にあります。

■社会体育施設利用一覧

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民体メイン	回数	540	663	874	666	**722**
	延べ人数	13,220	20,298	26,784	25,661	**25,411**
民体サブ	回数	60	76	100	159	**155**
	延べ人数	1,535	1,297	1,712	1,745	**2,768**
民体武道場	回数	225	191	85	227	**259**
	延べ人数	4,277	3,137	1,398	2,637	**3,483**
下谷	回数	624	908	1,067	911	**1,262**
	延べ人数	9,553	13,625	16,010	18,311	**16,644**
楽山	回数	64	49	53	14	**84**
	延べ人数	3,419	2,569	2,781	2,147	**3,192**
住吉	回数	187	233	162	128	**120**
	延べ人数	3,973	5,285	3,680	4,827	**3,579**
玉川	回数	534	557	694	432	**740**
	延べ人数	22,319	20,745	25,832	26,650	**25,167**
水沼	回数	6	28	24	4	**11**
	延べ人数	69	498	422	286	**182**
テニス	回数	379	296	377	326	**462**
	延べ人数	7,721	8,457	10,764	10,721	**11,775**
大輪	回数	2	15	50	17	**59**
	延べ人数	100	445	1,485	2,137	**854**
やまびこ	回数	74	156	212	159	**265**
	延べ人数	2,419	7,041	9,577	12,031	**13,112**
合計	回数	2,695	3,172	3,698	3,043	**4,139**
	延べ人数	68,605	83,397	100,445	107,153	**106,197**

■学校施設利用一覧

①　体育館

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	回数	1,187	2,212	2,657	1,717	**2,173**
	延べ人数	23,253	35,690	41,024	56,987	**55,819**
中学校	回数	551	685	843	735	**896**
	延べ人数	11,196	13,970	17,678	13,786	**14,488**

②　グラウンド

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	回数	843	571	777	596	**775**
	延べ人数	15,605	11,940	16,405	22,482	**27,515**
中学校	回数	392	279	650	219	**391**
	延べ人数	8,064	6,139	6,874	8,323	**9,294**

社会体育施設延べ人数・回数

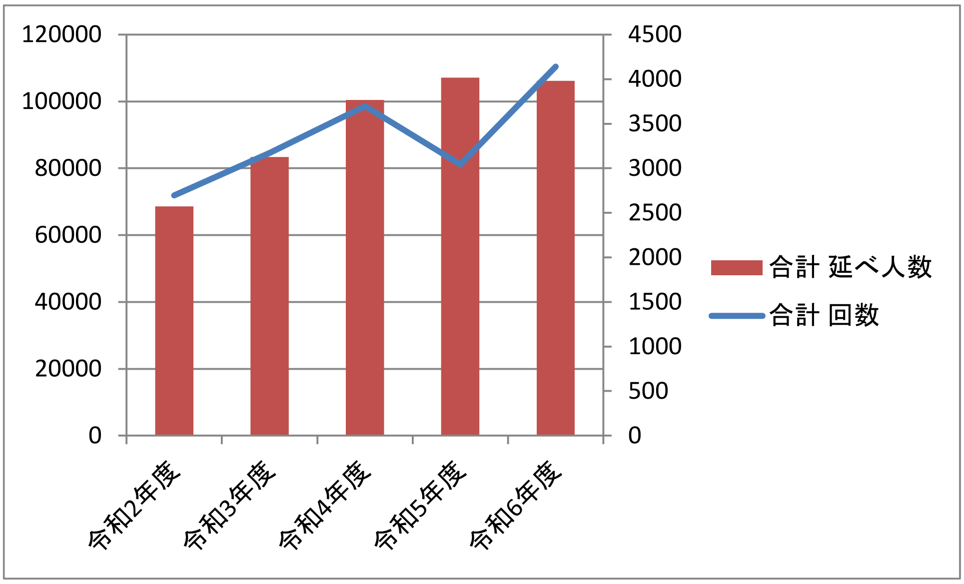

学校施設（体育館）利用延べ人数・回数

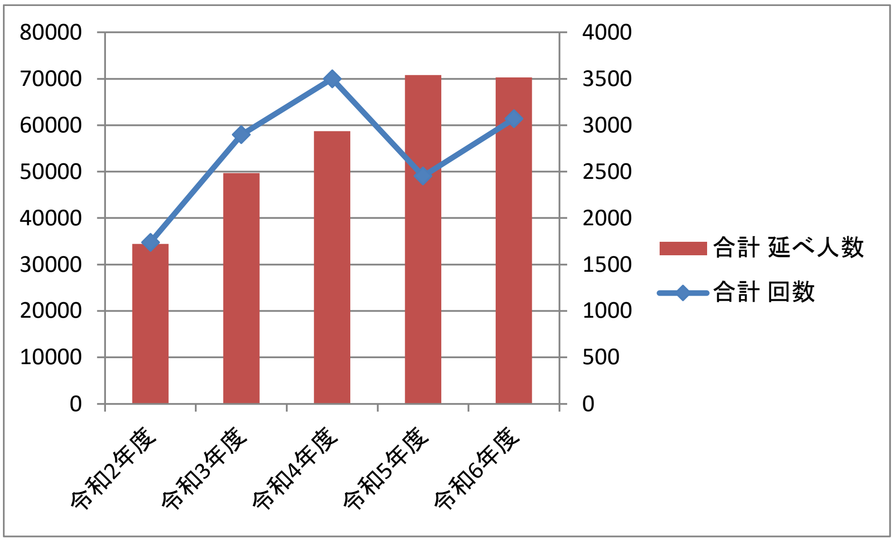

学校施設（グラウンド）利用延べ人数・回数

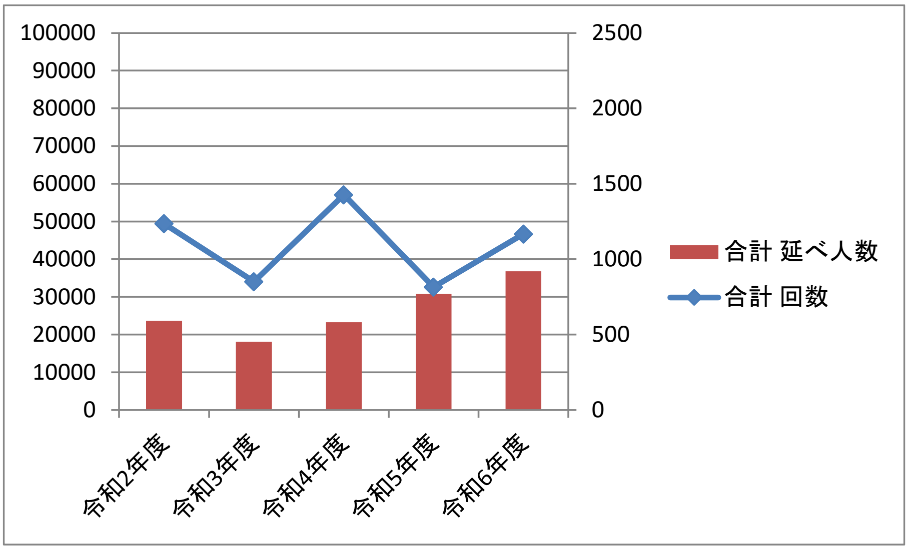

第２章　　第１期スポーツ推進計画の成果と課題

１. 第１期計画の振り返り

「第１期計画」において、４つの基本施策のもと、２つの数値目標を設定し、具体的施策を展開することで、本市のスポーツ推進に取り組んできました。計画最終年度ではありませんが、令和６(2024)年度末時点で、達成が２項目となっています。

■基本施策１:子どものスポーツ機会の充実

目標	・子どもの運動習慣の確立と体力の向上 ・持続可能なスポーツ少年団・運動部活動の構築

【第１期計画期間中の主な取組】

○子ども水泳教室、スケートボード教室等を開催し、子どもたちがスポーツの楽しさを体感し、継続してスポーツを楽しめる機会をつくりました。

○市内３大学との連携（大学コンソーシアムつる）を図る中で、各大学の特色を生かした市民公開講座を実施しました。都留文科大学では、「佐野夢加かけっこ教室」を親子参加の講座として行いました。

○急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実を図るため、「都留市地域クラブ活動推進協議会」を設立し、休日部活動の段階的な地域展開について検討を行いました。現在、６種目の地域クラブ活動を開始しています。

【課題】

文部科学省が毎年実施する新体力テストの結果、運動頻度が週に１回未満と回答した小学生の割合は 12.0%、中学生では 13.5%でした。

県内と比較して、運動頻度が週に１回未満と回答した割合が小・中学生とも高い割合となっています。

	小学生		中学生	
	山梨県	都留市	山梨県	都留市
ほとんど毎日（週に３日以上）	70.7%	69.2%	74.9%	59.7%
ときどき（週に 1～2 日くらい）	19.6%	18.8%	14.7%	26.8%
ときたま（月に 1～3 日くらい）	6.8%	7.6%	6.7%	10.2%
しない	2.9%	4.4%	3.7%	3.3%

（令和６年度　山梨県新体力テスト・健康実態調査）

小学校

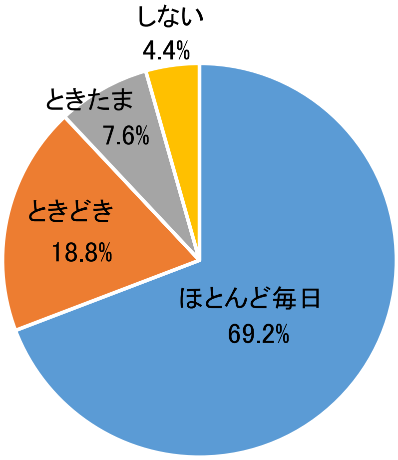

中学校

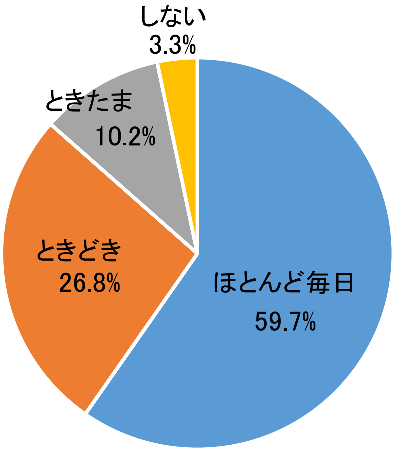

スポーツをする子どもとしない子どもの二極化や子どもの趣味の多様化が進み、スポーツが数ある選択肢の一つであることが顕著になりつつあります。スポーツ好きな子どもを増やすには、幼少期に運動遊びを含むスポーツの楽しさや意義・価値を実感すること、様々な競技スポーツに触れる機会を充実させることが重要です。

また、中学校部活動の地域展開を着実に進め、中学生が部活動を通して運動する機会を整えることも重要です。特に団体競技の継続、部活動の適正なあり方の実現が課題となっています。

■基本施策2:ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

目標	・気軽にスポーツに親しむ機会の充実 ・市民参加によるスポーツイベントの参加率の向上

指標	現況値 2019(令和元)年度	2024(令和6)年度	目標値 2025(令和7)年度	達成状況
市民参加によるスポーツイベント(スポーツ健康教室、スポーツ大会、体育祭り、市民運動会)に参加した市民の割合	13.5% (市民運動会中止)	15.4%	20.9%	未達成

【第1期計画期間中の主な取組】

○みんなのスポーツひろば(卓球、バドミントン他)を開催し、スポーツの楽しさを体感し、継続してスポーツを楽しめる機会をつくりました。

○パラスポーツ体験型授業として、車いす陸上体験、車いすバスケットボール体験など、障害のある人もない人も共に参加できる「あすチャレ!スクール」を開催することで、身近な場所で継続してスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めました。

○令和5年度から運動・スポーツ習慣化促進事業として、地域企業と連携し、職場内で取り組める運動プログラムや出張型の指導機会の提供を通じて、「時間や場所の確保が難しい」とされる働き世代に対する運動機会の創出に取り組みました。

○都留市体育祭りを通じて、スポーツ精神の高揚と健康増進や体力向上を図りました。

○つる湧水の里ランフェスを開催し、全国各地から多数のランナーを迎えました。大会当日は観戦や応援に来られる方も多く、「みる」スポーツにも大いに貢献しています。また、多くの企業から協賛をいただいていることや、市内の関係団体、企業、学校、自治会、そして一般ボランティアなどによる「ささえる」スポーツの場にもなっています。大会当日の会場は、様々な方々の協力により活気のあるイベントとなっています。

○市内に43か所ある「いーばしょ」※において高齢者健康体操を開催し、体力の保持・増進や健康づくりにつなげました。

※「いーばしょ」は、地域の方や団体が主体となり運営している、高齢者などが身近な場所で気軽に立ち寄ることのできる通いの場です。

【課題】

生涯にわたる豊かなスポーツライフを通じて、健康で豊かな生活を営むため、市民一人ひとりが年齢や興味、関心、適性などに応じて、身近にスポーツを楽しみつつ運動習慣の定着を図っていく必要があります。

また、東京 2020 オリンピックやパリ 2024 オリンピックで若い世代が活躍したスケートボードなどのアーバンスポーツは、若い世代が活躍することで注目を集めることとなりました。アーバンスポーツをはじめとした新たなニーズに対応するなど検討を行う必要があります。

■基本施策3:市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

目標	・地域スポーツクラブ等の充実・協働 ・スポーツを通じた地域の活性化 ・スポーツ施設の管理・運営

指標	現況値 2019(令和元)年度	2024(令和6)年度	目標値 2025(令和7)年度	達成状況
社会体育施設及び小中学校体育施設の利用頻度	10.3回/1人・年	8.6回/1人・年	10.7回/1 人・年	未達成

【第1期計画期間中の主な取組】

○体育施設の使用申請手続のオンライン化と使用料支払いのキャッシュレス決済サービスの導入を図りました。

○やまびこ競技場を改修し、第３種公認競技場更新を行いました。

○市民が安全・安心に施設を利用できるよう日常的な維持管理を行うとともに、限られた財源の中で適切に施設の維持管理を行いました。

【課題】

市民運動会は、地域のスポーツイベントとして継続していますが、コロナ禍の影響もあり、実施地区や参加者数が減少しています。

地域コミュニティに参加していない市民が増え、地域のネットワークを活用して新たな参加者を増やしていくことや、主管競技団体の運営が困難となっており、スタッフの人材確保が課題となっています。

環境整備では、既存施設の老朽化や、それに伴う維持管理コストの増大といった課題が顕在化しています。

今後は、利用者ニーズを踏まえ、引き続き施設の計画的な維持管理を行い、民間も含めた既存施設の有効活用を進めていくことが求められています。

■基本施策4：競技力の向上

目標	・支援体制の推進 ・次世代選手の育成

【第1期計画期間中の主な取組】

〇スポーツ推進委員の資質向上を図るため、実務研修などに参加しました。

〇競技力の向上については、実技指導者講演会、スポーツ推進委員研修等を実施するとともに、小・中体連及び関東・全国大会出場等への助成のほか、スポーツ協会において表彰等を行うことにより、指導者の確保及び指導技術の向上等に努めています。

【課題】

幅広い知識と専門的知識、高い指導力を備えた指導者の確保が重要であり、ジュニア期からの育成を考えるとスポーツ少年団、学校における運動部活動の指導者などに、外部指導者等を含めた指導者の養成・確保が必要となります。

また、指導者の指導技術の向上や指導法の共有を図るため、他都府県等との交流大会の開催・支援など、実践の場を通じた研修機会の確保が求められます。あわせて、発育・発達期にある児童生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等のあり方や開催回数の適正化を図る必要があります。

２. 本市が引き続き対応すべき課題

■誰もが参加可能なスポーツ環境（大人・子ども・高齢者・障がい者等）

年齢や性別、立場や障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツをする環境や、スポーツを楽しむ機会を得られる事が必要となります。

■スポーツイベント、スポーツ教室の持続性

スポーツへの関心が低くなる中で、気軽にスポーツに参加できる機会として、スポーツイベントや教室は引き続き重要な位置づけとなりますが、市民の嗜好やライフスタイルが多様化する中で、新しい時代に合った誰からも親しまれる取組を推進する必要があります。

■スポーツをささえる体制構築、担い手の確保

部活動の地域展開が進み、指導者の存在がこれまで以上に必要とされる中、指導者の育成が課題となっています。また、スポーツボランティアはスポーツに触れる機会の創出になると同時にイベント等における運営の重要な人的資源となることから、これらのスポーツをささえる体制の構築が求められています。

■スポーツ施設の整備

体育館やグラウンド、やまびこ競技場等、様々なスポーツ施設がありますが、その多くで老朽化が進んでおり、市民がいつでも安全にスポーツ活動に取り組むことができるよう、早急な対策を行うとともに、市民ニーズを踏まえた、誰もが使いやすいスポーツ施設を目指して、施設や設備の整備や充実を推進する必要があります。

第３章　計画の基本理念と施策

1. 基本理念

「第２期スポーツ推進計画」では、本市が目指す姿を広く市民にお示しすることで、市民の意識醸成を図り、さらなるスポーツの振興につなげるため、基本理念を設定します。

生涯を通して、「誰でも・いつでも・どこでも」スポーツに親しむことができる豊かな暮しの実現に向け、市民の皆さんや各スポーツ団体との連携のもと、「市民ひとり、1 スポーツ」を目標に、運動に親しむ機会の提供と環境の整備を進めます。

■ 基本理念

輝かせます！学びあふれる　つるのまち

～誰もがいつでも・どこでもスポーツに親しむことができる豊かな暮しの実現～

２. 基本目標及び施策

本計画では、「市民ひとり、１スポーツ」を具現化するため、３つの基本目標と５つの施策を設定し、相互に連携を図りながら総合的に計画を推進します。

【基本目標】　【施策】

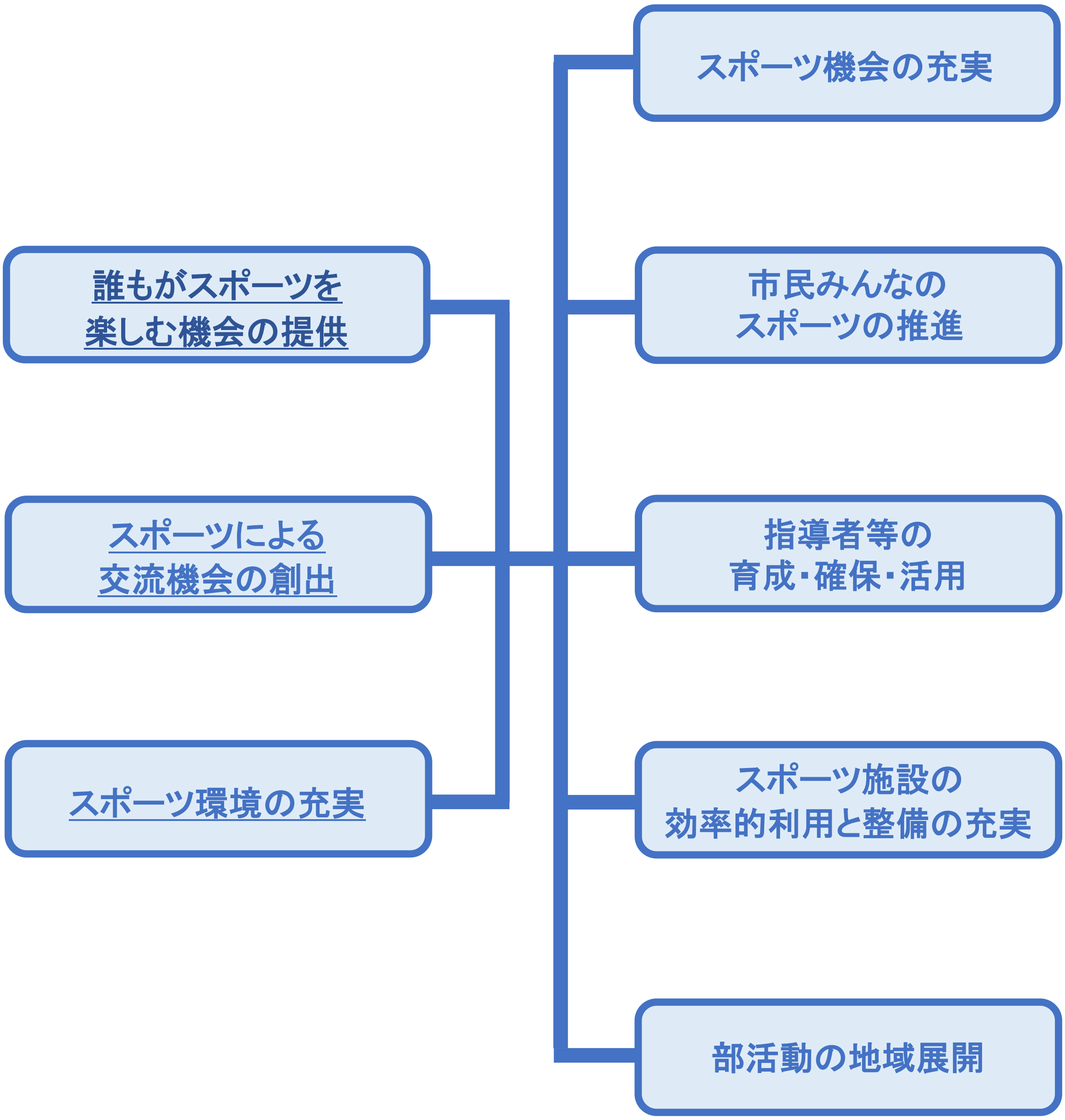

■ 基本目標1　誰もがスポーツを楽しむ機会の提供

全ての市民が年齢や性別、障害の有無に関わらず、生涯にわたって日常的にスポーツに親しむことができ、体力の維持向上や健やかな心身を育むことができる生涯スポーツのまちづくりを推進します。そのために、市民の体力や年齢、興味、関心の変化などに応じ、子どもから高齢者までライフステージに応じたスポーツ施策を展開します。

■ 基本目標2　スポーツによる交流機会の創出

スポーツを通して、人々が交流しコミュニケーションを深めることは、人と人とのつながりを生み、地域の一体感の創出や活力の醸成につながります。

スポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ関係団体、アスリート、スポーツを支える人材等との連携を推進し、地域の活性化を図ります。

また、各種イベントへの認知度を高めることにより、本市の魅力づくりにつながる取組を推進します。

■ 基本目標3　スポーツ環境の充実

市民のスポーツ活動体制及びスポーツ指導体制の充実を図り、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参加を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を進めます。

また、地域のおける身近なスポーツ活動の場を確保するため、スポーツ施設の長寿命化、安全性などの確保及び利便性の向上に努め、施設の環境向上に取り組みます。

■施策1　スポーツ機会の充実

◎子どもの心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機会を充実させます。

◎年代や性別に関係なく多くの市民がスポーツを楽しむ機会を提供するなど、「市民一人１スポーツ」を推進し、市民全体のスポーツ実施率の向上を図ります。

◎誰もが気軽に楽しむことができる軽スポーツやレクリエーション活動を充実します。

【主な取組】

・子ども、親子、高齢者など対象に合わせ、楽しみながら参加できるスポーツ教室や体験会等を実施します。

・「みんなのスポーツひろば」を開催します。種目はバトミントン・卓球・その他軽スポーツ教室など、子どもから高齢者まで、楽しみながら継続できるプログラムを展開します。

・都留アスリート倶楽部との連携により、未就学児から親子で参加できる運動の機会を充実し、運動習慣の定着を図ります。

■施策2　市民みんなのスポーツの推進

◎生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、安全でいつまでも気軽に親しめる生涯スポーツを普及啓発します。

◎関係機関と連携し、市民の誰もが日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。また、運動・スポーツの実施機会の少ない世代をターゲットにした運動習慣化への取組を実施します。

◎市民スポーツの振興及び地域の活性化を推進するため、市の自然環境の豊かさを体感しながら、健康的に走ることができる魅力あるマラソン大会を開催します。

【主な取組】

・都留市体育祭りを通じて、スポーツ精神の高揚と健康増進や体力向上を図ります。

・市民運動会を通じて、地域住民とのコミュニケーションを深める中で、一人でも多くの市民が一緒に楽しむことができる機会を創出します。

・各種イベントを通じて地域経済の活性化につながる取り組みや、まちの魅力を高める取り組みも進めます。

・「いーばしょ」での健康教室、フレイル予防などを実施し、高齢者向け、介護予防など、健康寿命の延伸に向けた、高齢者が継続して参加できる運動機会を提供します。

■施策3　指導者等の育成・確保・活用

◎市スポーツ推進員、スポーツ少年団等の指導者の確保及び育成に努めます。

◎市内外のスポーツ有資格者や学生時代のスポーツ経験者を募り、市が行うスポーツ教室やスポーツ事業の指導や参画を促進します。

【主な取組】

・スポーツ指導者の資質向上や育成に向けて、指導者向け講習会を引き継き開催します。

・国・県が開催するスポーツ指導者研修会等への積極的な参加を促します。

■施策4　スポーツ施設の効率的利用と整備の充実

◎市社会体育施設に加え、小中学校体育館、グラウンド等を一般開放し、市民のスポーツの機会を提供します。

◎健康ジムのトレーニング機器及びスタジオプログラムを充実させ、施設の利用拡大に努めます。

◎既存の体育施設の一層の活用を推進するとともに、改善・改修の必要な箇所については、随時整備を行い、施設利用機会を拡充させます。

【主な取組】

・学校教育に支障のない範囲で、体育館とグラウンドをスポーツ団体に開放します。地域の身近なスポーツの場として、引き続き、有効に活用します。

・本市の有するスポーツ施設は、経年による老朽化が進んでおり、施設の機能についての整理や、適正規模・配置の検討が必要であり、今後、市内各スポーツ施設の再編・多目的化の検討のため、各スポーツ施設について現状を評価するとともに、スポーツ施設の中長期的な維持管理や、基本的な方針と整備手法等の検討を進めます。

・屋外体育施設の照明ＬＥＤ化の対応を行う等、利用者が気持ちよく使用できる施設の維持に努めます。

・安全性の確保について課題がある場合には、優先的に改修工事を検討し、安心してスポーツが楽しめる環境を整備します。

・熱中症対策の観点から、空調設備等の導入を検討し、利用者が安全に活動できる環境整備を進めます。

■施策５　部活動の地域展開

◎急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保します。

◎地域クラブを実施していくため、指導者を確保します。

【主な取組】

・都留市スポーツ協会や総合型スポーツクラブ、また地域のクラブチーム等、関係機関と連携しながら地域の指導者や兼職兼業を希望する教員などにより人材を確保し、地域展開をしていきます。

【数値目標】

目標	概要	現況値（Ｒ６年）	目標値（Ｒ12 年）
市民参加機会の充実	市民参加によるスポーツイベント（市スポーツ教室、市スポーツ大会、体育祭り、市民運動会等）に参加した市民の割合	15.4%	22.0%
スポーツの実施状況	「山梨県体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週３回以上）、運動やスポーツを実施している小学生の割合	68.7%	72.0%
スポーツ施設の利用状況	人口一人当たりの市社会体育施設及び市内小中学校体育館施設の利用頻度	8.6 回	11.0 回

第４章　計画の推進に向けて

1. 協働による推進体制

本計画の効果的な推進にあたっては、行政のみならず、市民やスポーツ関係団体、大学、企業等の関係団体が本計画の基本理念を共有し、連携・協働して取り組むことが重要です。

主なスポーツ関係団体等は次のとおりです。

(1)特定非営利活動法人都留市スポーツ協会

特定非営利活動法人都留市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」といいます。）は、昭和 29(1954)年に都留市体育協会として発足しました。その後、平成 15(2003)年に法人化されました。

市内におけるスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として活動しています。令和７(2025)年現在、３４のスポーツ団体が加盟しています。

(2)都留市スポーツ推進員

本市が委嘱する非常勤職員（定数 20 人以内）です。本市のスポーツ推進のため、地域と行政及び市民相互の調整役（コーディネーター）として地域で幅広く活動しています。

主な活動内容は、地域スポーツ推進に関する情報提供、要望、助言、指導及び調整（コーディネート）です。その他「みんなのスポーツひろば」など、本市の事業にも協力しており、本市のスポーツの中核的役割を担うことが期待されています。

(3)都留アスリート倶楽部

幅広い世代の人々に、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブです。

本市では、令和７(2025)年７月現在、６教室 157 名が会員となり活動をしています

・陸上運動競技教室　・さわやかボウリング教室　・ソフトテニス教室
・硬式テニス教室　・ターゲット・バードゴルフ教室
・ソフトバレーボール教室

都留アスリート倶楽部会員内訳（R7.7.31 現在）

	未就学児	小学生	中学生	高校生以上	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳以上	合計
男性	1	21	22	4	3	5	13	9	7	15	100
女性	3	22	14	2	0	2	2	4	1	7	57
合計	4	43	36	6	3	7	15	13	8	22	157

(4)都留文科大学

都留文科大学には 27 部活動から構成される体育会、その他サークルが幅広く活動しています。

地域クラブ活動の指導者等、本市とのさらなる連携強化が期待されます。

2. 計画の進行管理

本計画に掲げた取組事項等を着実に推進していくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルにより、本計画の進行管理を適切に行っていきます。

また、本計画全体の取組目標として掲げた市民のスポーツ実施率や、各基本方針の数値目標の状況を把握するため、市民のスポーツに関する意識や実態について調査を実施します。

調査の結果は、都留市スポーツ推進審議会に報告するとともに、市ホームページなどで公開します。

参考資料等

○都留市スポーツ推進審議会

都留市スポーツ推進審議会に関する条例

（昭和 38 年 4 月 1 日条例第 14 号）

改正　昭和 56 年 10 月 9 日条例第 27 号 昭和 62 年 4 月 1 日条例第 2 号
平成 10 年 7 月 1 日条例第 24 号 平成 18 年 12 月 26 日条例第 44 号
平成 23 年 12 月 26 日条例第 16 号 平成 27 年 3 月 23 日条例第 7 号

(設置)

第１条　スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、都留市にスポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条）

(任務)

第２条　審議会は、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じてスポーツ推進に関する重要な事項について調査、審議し、意見の答申を行う。

(組織)

第３条　審議会は、10 人以内の委員で組織する。

２　特別の事項を調査、審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

３　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長等)

第４条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

３　会長は、審議会を代表し議事その他の会務を統理する。

(任期)

第５条　審議会の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　臨時委員は、特別の事項に関する調査、審議を終了したときは、退任するものとする。

(会議)

第６条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

２　審議会の議事は、委員及び議事に関係ある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第７条　審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

（報酬及び費用弁償）
第８条　委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和 32 年都留市条例第 18 号)中「各種委員、協議会の委員」の規定を準用する。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 56 年 10 月 9 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 62 年 4 月 1 日条例第 2 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 10 年 7 月 1 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 18 年 12 月 26 日条例第 44 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 12 月 26 日条例第 16 号)

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 3 月 23 日条例第 7 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

都留市スポーツ推進審議会委員

（五十音順・敬称略）

氏　　名	役　　職	備　　考
上田　　司	都留市小・中学校校長会　会長 （禾生第一小学校）	
上野　敦彦	都留市小・中学校教頭会　会長 （禾生第一小学校）	
荻窪　達夫	都留市スポーツ推進委員会　委員長	
篭島　　誠	都留市スポーツ少年団　本部長	
亀澤　正隆	都留市小中学校 PTA 連合　会長	
深沢　長世	特定非営利活動法人都留市スポーツ協会副会長	副会長
水口　　潔	都留文科大学教授	会　長

○都留市スポーツ推進委員

都留市スポーツ推進委員に関する規則
(昭和37年4月1日教育委員会規則第1号)

改正　昭和41年4月1日教育委員会規則第2号 昭和43年1月29日教育委員会規則第1号
昭和53年2月13日教育委員会規則第1号 平成5年4月1日教育委員会規則第3号
平成12年4月1日教育委員会規則第1号 平成23年12月26日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条　この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項)

(職務等)

第2条　スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)　住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。

(2)　住民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。

(3)　学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。

(4)　スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。

(5)　住民に対し、スポーツについての理解を深めること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2　前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条　スポーツ推進委員の定数は、20人とする。

(任期)

第4条　スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　スポーツ推進委員に欠員を生じたときは、補欠のスポーツ推進委員を委嘱することができる。

3　補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解職することができる。

（服務）
第５条　スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。
２　スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
３　スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
（研修）
第６条　スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
（委任）
第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 41 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 43 年 1 月 29 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 53 年 2 月 13 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 5 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年 4 月 1 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 23 年 12 月 26 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

第２期都留市スポーツ推進計画

令和８年３月

編集・発行　：　都留市教育委員会　生涯学習課　スポーツ振興担当
住　　　所　：　〒４０２－００５２
山梨県都留市中央三丁目９番３号
電　　　話　：　０５５４－４３－１１１１
Ｆ　Ａ　Ｘ　：　０５５４－２３－６６６９
Ｅ－mail　：　sports@city.tsuru.lg.jp